

# 前橋ジュニアサッカー学校規約

- 第1条 〔名称〕  
「前橋ジュニアサッカー学校」(以下、「弊学校」)と称する。
- 第2条 〔運営〕  
弊学校はNPO法人 blu guerriero (ブル グエリエーロ) が運営する。
- 第3条 〔所在地〕  
〒371-0221 群馬県前橋市樋越町351-3
- 第4条 〔目的〕  
サッカーを中心としたスポーツの普及、児童・少年・少女にサッカーを通し健全な心身発達、地域社会の発展の結びつきに寄与することを目的とする。
- 第5条 〔入会〕  
以下の条件を満たすこととする。  
1) 弊学校の趣旨に賛同する選手・保護者であること。  
2) スポーツを行うに適した健康状態であること。  
3) 規約を承認し、入会申込書を提出した選手であること。
- 第6条 〔期間〕  
弊学校の開始期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの期間とする
- 第7条 〔会費〕  
会員は年会費、月会費、その他諸費用を指定の期日に、集金袋にて現金で支払うものとする。
- 第8条 〔会費の不返納〕  
一旦納入された年会費、月会費は理由の如何を問わず、返金しないものとする。
- 第9条 〔休会〕  
1) 休会とは、怪我もしくはやむを得ない理由により、引き続き1カ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。  
2) 休会する会員は、必ず前月25日までに休会を申し出ることとする。休会を申し出た翌月から月会費は発生しないものとする。なお、月の途中で休会しても月会費については、返金しないものとする。
- 第10条 〔退会〕  
退会を希望する会員は、退会を希望する月の前月25日までに申出をすることとする。
- 第11条 〔報告〕  
会員は、住所・電話番号など、必要事項の変更が生じた場合には、速やかに弊学校に連絡をすることとする。

第12条 〔健康管理〕

会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任をもって把握対応するものとする。尚、弊スクールとしても健康管理に関する日常指導などを行うが、万が一問題が発生した場合、NPO法人 blu guerriero は一切の責任を負わないものとする。

第13条 〔基本的心構え〕

会員は次の事項を厳守することとする。

- 1) 一生懸命練習すること。
- 2) コーチの指示に従い、積極的に自ら努力すること。
- 3) 必ず挨拶をすること。
- 4) 時間を守ること。
- 5) 弊スクールの定める規約を遵守すること。

第14条 〔指導内容〕

弊スクールは各コースに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的な練習・指導方法は各指導者が決定することとする。

第15条 〔傷害保険〕

- 1) 会員は「スポーツ安全協会」の保険に加入すること。保険加入は、NPO法人 blu guerriero において、一括して手続きを行うものとする。
- 2) 事故の無い様に指導者は万全の注意を払うが、スクール活動中、不測の事故による傷害の補償については、スポーツ安全保険の適用範囲内とし、指導者及びNPO法人 blu guerriero にはそれ以外の補償は負わないものとする。

第16条 〔事故の責任〕

会員は弊スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに指導者の指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、弊スクール及びNPO法人 blu guerriero、指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第17条 〔費用の負担〕

- 1) 年会費  
4～6月入部：6,000円、7～9月入部：5,000円、  
10～11月入部：4,000円、12～1月入部：3,000円  
ただし、2月以降の入部はできません。
- 2) 月会費  
週1回コース：4,000円、週2回コース：6,000円
- 3) その他  
初年度入部時、スクールウェア代 4,000円

第18条 〔資格喪失・除名〕

- 1) 理由無く会費の支払を怠った場合は、3ヶ月経った時点で会員の資格を失うこととする。
- 2) 本規約に違反するなど、会員としてふさわしく無いと認められたものに対しては、監督・指導者の意見を聞いた上で除名することが出来る。

第19条 〔規約の改正〕

本規約は随時改正することができることとする。

第20条 〔細則〕

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、弊スクールが別に定めることとする。

第21条 〔施行〕

本規約は平成 28 年 4 月 1 日より実施する。